

エピック・ファンド・オブ・ファンズ -
エピック・ヘッジファンド・セレクション 1
(Epic Fund of Funds – Epic Hedge Fund Selection 1)

円建 / ケイマン諸島籍 / オープン・エンド契約型外国投資信託

運用報告書

計算期間 自 平成25年12月1日
(第3期) 至 平成26年11月30日

管理会社

インターナショナル・マネジメント・サービシズ・リミテッド
(International Management Services Ltd.)

代行協会員

ヘッジファンド証券株式会社

目 次

	頁
1 . ファンドの運用の経過	1
2 . ファンドの運用状況	2
3 . ファンドの経理状況	5

(注) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。

1. ファンドの運用の経過

エピック・ヘッジファンド・セレクション1の2014年11月30日終了会計年度の運用経過についてご報告申し上げます。

本会計年度においては、円安、原油安、地政学的リスクへの警戒などを受け、日本株マーケットは乱高下しつつも株価指数は継続して上昇しました。各組入ファンドの運用パフォーマンスは、年度前半は堅調に推移しましたが、後半はマイナスになりました。

このような状況下、安定したリスク水準のもとで最大限のリターンを確保すべく、組入ファンドを機動的に組み替えられるように、組入対象ファンドに2つの高レバレッジファンドを追加しました。各組入ファンドの運用成績は年度を通じてプラスで推移したものの、高レバレッジファンドを組み入れた年度後半のマイナス寄与が大きく、エピック・ヘッジファンド・セレクション1の年度収益率は+3.64%となりました。

次年度の日本経済は、延期された消費税率の引き上げが実施される2016年度に向けて「持続可能な成長戦略」の断行期間と位置づけ、これに集中的に取り組むことが望まれます。その経過によっては株式市場も大きく左右され、企業の本来価値に着目した各組入ファンドの投資戦略に影響を与えるものと考えております。引き続き、リスクを最小限に抑え長期的に絶対収益の確保を目指す所存です。

2. ファンドの運用状況

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2015年3月末日現在)

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%) (注)
投資信託	ケイマン諸島	614,638,341	89.12
現金およびその他の資産(負債控除後)		75,060,401	10.88
合計 (純資産総額)		689,698,742	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2015年3月末日現在)

順位	銘柄名	地域	種類	保有口数	簿価(円)		時価(円)		投資比率(%)
					1口当たり	合計	1口当たり	合計	
1	ブラウイス	ケイマン諸島	投資信託	10,926	19,923	217,678,698	19,012	207,725,112	30.12
2	レゾリューション	ケイマン諸島	投資信託	14,259	10,742	153,176,532	14,011	199,782,849	28.97
3	ウィズダム	ケイマン諸島	投資信託	16,645	12,862	214,087,990	12,444	207,130,380	30.03

投資不動産物件

該当なし。(2015年3月末日現在)

その他の投資資産の主要なもの

該当なし。(2015年3月末日現在)

(3) 運用実績

純資産の推移

各計算期間末ならびに2013年12月から2015年3月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額 (百万円)	1口当たりの純資産価額 (円)
第1期末日(2012年11月30日)	607	8,888
第2期末日(2013年11月30日)	639	10,416
第3期末日(2014年11月30日)	798	10,795
2013年 12月末日	640	10,424
2014年 1月末日	659	10,742
2月末日	655	10,683
3月末日	660	10,778
4月末日	662	10,822
5月末日	665	10,881
6月末日	691	11,042
7月末日	773	10,791
8月末日	812	11,108
9月末日	814	11,146
10月末日	800	10,953
11月末日	798	10,795
12月末日	805	10,793
2015年 1月末日	710	10,557
2月末日	697	10,338
3月末日	689	10,221

分配の推移

該当なし。

収益率の推移

	収益率(注)
第1期(2011年12月19日(運用開始日)~2012年11月30日)	-11.12%
第2期(2012年12月1日~2013年11月30日)	17.19%
第3期(2013年12月1日~2014年11月30日)	3.64%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価額(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)(税引前)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価額(分配落の額)(税引前)(ただし第1期については当初募集価格(受益証券1口当たり10,000円))

(4) 販売及び買戻しの実績

下記の期間における販売および買戻しの実績ならびに下記期間末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

期 間	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1期(2011年12月16日(当初募集最終日)~2012年11月30日)	68,387.92063 (68,387.92063)	0 (0)	68,387.92063 (68,387.92063)
第2期 (2012年12月1日~2013年11月30日)	0 (0)	6,989.26238 (6,989.26238)	61,398.65825 (61,398.65825)
第3期 (2013年12月1日~2014年11月30日)	62,733.92824 (62,733.92824)	50,198.65825 (50,198.65825)	73,933.92824 (73,933.92824)

(注1) ()内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 第1期の販売口数は、当初募集期間の販売口数を含む。

(5) 純資産額計算書

(2014年11月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	799,487,500
負債総額	5,354,431
純資産総額(-)	794,133,069
発行済口数	73,933.92824口
1口当たり純資産価額(/)	10,741

3 . ファンドの経理状況

以下に掲げるファンドの第3期の日本文の財務諸表は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務諸表を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第129条第5項但書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文の財務諸表は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるKPMGの監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領している。

ファンドの原文の財務諸表は日本円で表示されている。

KPMG
私書箱493
センチュリー・ヤード、クリケット・スクエア
グランド・ケイマン KY1-1106
ケイマン諸島

電話 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
HP www.kpmg.ky

受託会社向け独立監査人の報告書

我々は、エピック・ファンズ・オブ・ファンズのシリーズ・トラストであるエピック・ヘッジファンド・セレクション1（以下「シリーズ・トラスト」という。）の添付財務書類の監査を行った。財務書類は、2014年11月30日現在の財政状態計算書、同日に終了した年度に関する包括利益計算書、持分計算書およびキャッシュフロー計算書ならびに注記、重要な会計方針の概要およびその他の情報から構成される。

本報告書は、一般的に私共の取決めの条項に従い、もっぱらシリーズ・トラストの受託会社のために作成されている。本報告書または私共が形成する意見に関し、全体として、私共は法律で許される最大限の範囲において受託会社以外の者に対する責任を負うものではない。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準に従いこれらの財務書類を作成し、適正に表示する責任、および、不正または過失にかかわらず、重大な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために経営陣が必要と考える内部統制に対する責任を有する。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に基づき監査を実施した。国際監査基準では、倫理的要件を順守し、財務書類に重大な虚偽表示が含まれていないかについて合理的な保証を得るために監査を計画、実施することが求められる。

監査では、財務書類に含まれる金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手順を実施する。この手順は我々の判断により選ばれ、不正または過失による重大な虚偽表示が財務書類に含まれるリスクを評価する手順等もある。こうしたリスク評価を行う際、我々は、状況に合った監査手順を確立するため、ファンドの財務書類の作成および適正表示に関連する内部統制を検討するが、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。また、監査には、使用されている会計原則の適切性および受託会社が作成する会計上の見積りの妥当性の評価、ならびに、財務書類の全体的表示の評価が含まれる。

我々は、入手した監査証拠が我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると考えている。

意見

我々の意見では、財務書類は、すべての重要な側面において、国際財務報告基準に従い、2014年11月30日現在のファンドの財政状態および同日に終了した年度に関する財務実績およびキャッシュフローを適正に表示している。

KPMG
2015年3月12日



KPMG
PO Box 493
Century Yard
Grand Cayman KY1-1106
CAYMAN ISLANDS

Telephone: +1 345 949-4800
Fax: +1 345 949-7164
Internet: www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

We have audited the accompanying financial statements of Epic Hedge Fund Selection 1 (the "Series Trust"), a series trust of Epic Fund of Funds, which comprise the statement of financial position as at 30th November 2014 and the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended and notes comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Trustee, in accordance with the terms of our engagement. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trustee, for this report, or for the opinion we have formed.

Trustee's Responsibility for the Financial Statements

The Trustee is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards and for such internal control as the Trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 30th November 2014 and its financial performance and its cash flows for the year then ended, in accordance with International Financial Reporting Standards.

12th March 2015

KPMG, a Cayman Islands partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity

財務諸表

(1) 貸借対照表

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
エピック・ヘッジファンド・セレクション1
財務状態計算書
2014年11月30日現在

	注記	2014年度 円	2013年度 円
資産			
損益を通じて公正価値で測定される金融			
資産	3, 4, 5	786, 189, 045	634, 921, 562
現金及び現金等価物	6	12, 928, 199	3, 871, 133
未収金	7	370, 256	176, 814
資産合計		799, 487, 500	638, 969, 509
負債			
未払金	8, 10	5, 354, 431	5, 330, 386
負債合計		5, 354, 431	5, 330, 386
持分合計		794, 133, 069	633, 639, 123
負債及び持分合計		799, 487, 500	638, 969, 509
発行済受益証券口数	9	73, 933. 92824	61, 398. 65825
受益証券1口当たり純資産価格			
- 日本円クラス		10, 741	10, 320

添付の注記及び附属明細表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

受託会社を代表して署名した。 (署名) (署名)

日付： 2015年3月12日

(2) 損益計算書

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
エピック・ヘッジファンド・セレクション1
包括利益計算書
2014年11月30日終了年度

		2014年度	2013年度
	注記	円	円
収益			
現金残高に係る受取利息	2	2,254	389
損益を通じて公正価値で測定された金融 資産の純利益	11	51,616,313	125,933,473
総利益		51,618,567	125,933,862
費用			
管理会社報酬	10	2,229,418	2,054,469
販売会社報酬	10	12,595,431	10,989,159
管理事務代行会社報酬	10	4,320,000	4,817,079
保管銀行報酬	10	480,000	567,600
受託会社報酬	10	1,200,000	1,200,000
監査報酬		2,463,577	2,798,761
弁護士報酬		2,288,063	2,400,657
その他費用		3,366,366	1,883,775
費用合計		28,942,855	26,711,500
包括利益合計		22,675,712	99,222,362

損益はすべて継続運用に関連したものである。

この包括利益計算書に表示された以外に、認識した損益はない。

添付の注記及び附属明細表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
 エピック・ヘッジファンド・セレクション1
 持分変動計算書
 2014年11月30日終了年度

	2014年度 円	2013年度 円
期首持分	633,639,123	599,961,435
持分受益証券の発行による手取金	684,000,000	-
持分受益証券の買戻しによる支払額	(546,181,766)	(65,544,674)
包括利益合計	22,675,712	99,222,362
期末持分	794,133,069	633,639,123

添付の注記及び附属明細表は、この財務諸表の重要な一部である。

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
 エピック・ヘッジファンド・セレクション1
 キャッシュ・フロー計算書
 2014年11月30日終了年度

	2014年度	2013年度
	円	円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
包括利益合計	22,675,712	99,222,362
包括利益合計から、営業活動による純 キャッシュ・フローへの調整:		
営業資産及び負債の増減		
損益を通じて公正価値で測定される売買目 的保有の金融資産の増加額	(151,267,483)	(35,024,510)
未収金の増加額	(193,442)	(26,841)
未払金の増加額	24,045	968,718
	(128,761,168)	65,139,729
財務活動によるキャッシュ・フロー		
持分受益証券の発行による手取金	684,000,000	-
持分受益証券の買戻しによる支払額	(546,181,766)	(65,544,674)
	137,818,234	(65,544,674)
財務活動による純キャッシュ・フロー		
現金及び現金等価物の純変動	9,057,066	(404,945)
現金及び現金等価物の期首残高	3,871,133	4,276,078
	12,928,199	3,871,133
現金及び現金等価物の期末残高		
キャッシュ・フローに関する補足情報:		
受取利息	2,203	389

添付の注記及び附属明細表は、この財務諸表の重要な一部である。

財務諸表注記
2014年11月30日

1. 概要

エピック・ヘッジファンド・セレクション1（以下、「当シリーズトラスト」という）は、2011年10月24日にエピック・ファンド・オブ・ファンズ（以下、「当トラスト」という）のシリーズトラストとして設定され、信託宣言の適用を受けるオープンエンド型のアンブレラ型投資信託である。当トラストは、2011年10月24日に信託法に基づく免税信託として登録され、2011年11月9日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法第4(1)(b)条に基づきケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録された。

2014年11月30日現在、当トラストにはシリーズトラスト1本のみが設定されており、当シリーズトラストは、2011年12月16日に運用を開始した。本財務諸表は、当シリーズトラストの勘定のみから構成されている。

当シリーズトラストの投資目的は、リスクを最小限に抑え長期的に絶対収益を達成することである。投資運用会社は、当シリーズトラストの資産を自らが運用する他の集団投資スキームに投資することを通じ、かかる目的の達成を目指している。投資運用会社は、当シリーズトラストが投資する集団投資スキーム及び各集団投資スキームに対する割当比率を決定する。当シリーズトラストは現金又は預金を保有することもでき、買戻請求に対する一時的な資金調達を目的とする場合などに、投資運用会社が自らの裁量で決定する国債、譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーなどの短期市場商品に投資することもできる。（詳細は、注記5を参照のこと。）

2. 主要な会計方針

当シリーズトラストが採用した重要な会計方針は、次のとおりである。

準拠表明

この財務諸表は国際会計基準審議会 (IASB) が公表した国際財務報告基準（「IFRS」）及びIASBの国際財務報告解釈指針委員会が公表した解釈指針に基づき作成されている。

作成の方針

この財務諸表は、日本円（以下、「JPY」という）で表示されている。この財務諸表は、損益を通じて公正価値で測定される売買目的保有の金融資産及び損益を通じて公正価値で測定される売買目的保有の金融負債については公正価値で作成されている。その他の金融資産及び金融負債は、償却原価で計上されている。買戻可能受益証券はその買戻金額で計上されている。

国際財務報告基準 (IFRS) に準拠して財務諸表を作成するため運用会社は、方針の適用、資産及び負債の計上金額、収益及び費用に影響を及ぼす判断、見積り、仮定を行う必要がある。この見積り及び仮定は、過去の経験及び状況において合理的と考えられるその他の様々な要因に基づき設定されており、その結果は、その他の原始書類からは容易に明らかとならない資産及び負債の簿価に関する判断の基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

見積り及び仮定は、継続的に見直しが行われている。会計上の見積りの変更は、当該見積りが変更された会計年度において認識される。次年度の財務書類および見積り対し重要な調整のような重大なリスクを伴う影響を及ぼす、IFRSの適用に関する受託会社の判断について注記4で述べている。

2013年12月1日から適用された基準及び改正

2013年12月1日に開始する当シリーズトラストの会計年度に関し、多くの新たな基準、改正及び解釈が有効となり、本財務書類の作成において適用されている。

IFRS第10号「連結財務諸表」

2013年1月1日以降開始する年次期間より適用されるIFRS第10号は、被投資企業が連結対象となるか否かを決定するための単一の支配モデルを取り入れている。IFRS第10号は、評価が難しい場合の支配の決定を補助するための追加的な指針を提供している。かかる新たな基準は当シリーズトラストの財務状態又は成績に対し影響を及ぼしていない。

IFRS第12号「他の企業に対する持分の開示」

2013年1月1日以降開始する年次期間より適用されるIFRS第12号は、ジョイント・アレンジメント、関連会社、特別目的事業体及びその他オフバランスシートにおける事業体を含む他の企業に対するあらゆる形態の持分に関する全ての開示要件を含むものである。IFRS第12号により、これらの持分の性質、リスク及び財務的効果に関する情報の開示が求められる。かかる新たな基準は、当シリーズ・トラストの財務状態又は成績に対し影響を及ぼさないが、当シリーズトラストによる他のファンドに対する持分に関連する追加的な開示が発生している。

IFRS第10号「投資企業」

2013年1月1日以降開始する年次期間より適用されるIFRS第10号の改正は、投資企業を定義し投資企業の連結要件からの免除を導入するものであり、一定の基準を満たす投資企業に対し子会社に対する多くの投資を公正価値で評価することを義務付けるものである。かかる改正は、当シリーズトラストの財務書類に影響を及ぼしていない。

IFRS第13号「公正価値の測定」

2013年1月1日以降開始する年次期間より適用されるIFRS第13号は、公正価値の明確な定義ならびにIFRS全体において使用されるための公正価値の測定方法及び開示要件に関する単一の指針を定めている。当該要件により公正価値会計の使用は拡大されていないものの、IFRS内の他の規定によってすでに使用が要求されているまたは許されている場合の適用方法に関する指針が規定されている。公正価値で測定された資産または負債に買呼値と売呼値がある場合、IFRS第13号は公正価値を最もよく表すものとしてその仲値に基づいて評価することを求めている。IFRS第13号は、当シリーズトラストの財務状態または業績に影響を及ぼしていない。

金融資産及び金融負債に関するIFRS第13号による開示要件の多くが既に義務づけられているが、IFRS第13号の採用により、公正価値のヒエラルキー中のレベル3に区分される公正価値測定に関する追加的な開示が要求されている。

IFRS第7号「開示」の改正－金融資産及び金融負債の相殺

2013年1月1日以降開始する年次期間より適用されるIFRS第7号の改正は、財務書類の利用者が、企業の財務状態表において、認識された金融資産及び金融負債の相殺の権利を含むネットティング契約の効果又は潜在的効果を評価できるように追加的な開示を求めるものである。当該改正により、当シリーズトラストの財務状態または業績は影響を受けていないが、財務書類の注記に追加的な開示を行うこととなった。

2013年12月1日に開始する年次期間において公表されたが未発効の新たな基準、改正及び解釈で、早期適用されていないもの

IFRS第9号「金融商品」（2014年）、IFRS第9号「金融商品」（2013年）、IFRS第9号「金融商品」（2010年）及びIFRS第9号「金融商品」（2009年）（以下総称して「IFRS第9号」という。）

IFRS第9号（2009年）は、金融商品の分類と測定に関して規定するものであり、金融商品に関するその要件はIAS第39号の現行の要件からの重要な変更を表している。IFRS第9号には、金融資産の主たる2つの測定分類（償却原価及び公正価値）が含まれている。金融資産が契約上のキャッシュ・フローを

回収するために資産を保有するというビジネスモデル上の目的に基づいて保有されており、かつ金融資産の契約上の条件が、元本の支払及び元本残高に対する利息のみであるキャッシュ・フローを特定の日

に生じさせている場合には、金融資産は償却原価で測定される。その他の金融資産はすべて公正価値で測定される。IFRS第9号は、現行のIAS第39号の分類である「満期保有資産」、「売買可能資産」、「貸付金」、「債権」を廃止している。売買目的で保有されていない持分商品への投資については、IFRS第9号は、その他の包括利益で投資からのすべての公正価値の増減を示すために、ユニットごとに当初の認識時に取消不能の選択を認めている。その他の包括利益で認識された公正価値の増減は損益に再分類される。

しかしながら、これらの投資からの受取配当金は、投資のコストの部分的回収であることを明確に表していない場合には、その他の包括利益ではなく損益として認識される。その他の包括利益において公正価値の増減を示すことを企業が選択しない場合には、持分商品への投資は損益で認識された公正価値の増減とともに公正価値で測定される。

IFRS第9号(2009年)は、同号の適用範囲内の金融資産である主契約に組み込まれたデリバティブは、分離処理されないことを求めている。代わりに、ハイブリッド金融商品が償却原価又は公正価値で測定されるべきかどうかについて全体として評価される。

IFRS第9号(2010年)は、公正価値オプションに基づき指定される金融負債について当該負債の信用リスクに起因する公正価値変動を損益ではなくその他の包括利益に表示するという新たな要件を導入した。かかる変更とは別に、IFRS第9号(2010年)は、IAS第39号による金融負債の分類及び測定に関する指針を実質的に変更することなく大幅に進展させた。

IFRS第9号(2013年)は、ヘッジ会計をよりリスク管理に沿ったものとする、ヘッジ会計に関する新たな要件を導入した。

IFRS第9号(2014年)は、償却原価で計上される金融資産に対する減損引当金の測定に関する要件を大幅に改訂した。

IFRS第9号は、2018年1月1日より強制適用される。早期適用が認められているが、当シリーズトラストは採用していない。

当シリーズトラストは、IFRS第9号の潜在的影響について現在評価を行っている。当シリーズトラストの資産及び負債の大部分は損益を通じた公正価値に分類されるため、当基準が財務書類に及ぼす影響は重大ではないと予測される。

IAS第32号「金融資産と金融負債の相殺」の改正

2014年1月1日以降開始する年次期間及びかかる年次期間中の中間期間より適用されるIAS第32号の改正は、IAS第32号の相殺基準を明確化し適用上の不一致に対処するものである。これには、「現在法的に強制力のある相殺権を有する」ことの意味及び総額決済は純額決済と同等とみなされる場合があることを明確にすることが含まれる。

早期適用が認められているが、当シリーズトラストは採用していない。当初の評価に基づき、IAS第32号は当シリーズトラストに重要な影響を及ぼさないと予測される。

金融商品

(i) 分類

当シリーズトラストは、IAS第39号に基づき、当シリーズトラストによる投資を損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類している。損益を通じて公正価値で測定される金融資産の分類には売買目的の金融資産が含まれ、これには集団投資スキームが含まれる。

(ii) 認識

当シリーズトラストは、当該金融商品の契約上の規定の当事者になった日に金融資産及び金融負債を認識する。金融資産の通常の購入においては、取引日基準を用いて認識している。当該取引日から、損

益を通じて公正価値で測定された金融資産又は金融負債の公正価値の変動から発生する損益が包括利益計算書に計上される。金融商品の売却による実現損益は、先入先出法(FIFO)で計算する。

(iii) 取得時の測定

金融商品は、取得時に公正価値（取引価格）及び（損益を通じて公正価値で測定されない金融資産又は金融負債の場合には）当該金融資産又は金融負債の取得又は発行に直接帰属する取引費用で測定する。損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る取引費用は即時に費用計上する。

当初の認識後、公正価値に区分される全ての金融商品は、公正価値で測定され包括利益計算書における公正価値の変動として認識される。

貸付金及び債権として分類される金融資産は、実効金利法で計算した償却原価から（該当する場合には）減損損失を控除した金額で計上する。当シリーズトラストから発行された買戻可能な参加受益証券から発生する金融負債は、当シリーズトラストにおける残余持分に対する投資者の権利を表章する買戻金額で計上される。

(iv) 取得後の測定

取得時の測定後、当シリーズトラストは、損益を通じて公正価値で測定され、分類されている金融商品をその公正価値で測定している。公正価値とは、測定日時時点で、主要な市場もしくは主要な市場がない場合はシリーズトラストがアクセスできる最も有利な市場において、市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格をいう。負債の公正価値は不履行リスクを反映する。

集団投資スキームの受益証券の公正価値とは、当該スキームの管理事務代行会社の助言による受益証券1口当たり純資産価額をいうが、これが入手できない場合、当該スキームの管理事務代行会社の助言によって見積もられた受益証券1口当たり純資産価額をいう。

損益を通じて公正価値で測定される金融商品の公正価値の取得後の変動は、包括利益計算書に計上する。当シリーズトラストは、当該変動が発生した報告期間末に公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動を認識する。

(v) 認識の中止

当シリーズトラストは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、その譲渡がIAS第39号に従った認識の中止の要件を満たす場合に金融資産の認識を中止する。当シリーズトラストは、契約に定められた義務が免除されるか、取り消されるか又は失効した場合、金融負債の認識を中止する。

(vi) 金融商品の相殺

金融資産と負債が相殺され、財務状態表において純額が計上されるのは、当シリーズトラストが当該認識額を法的強制力のある相殺権を有しており、純額ベースで決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意思がある場合に限られる。これは一般的に、マスター・ネットリング契約並びに関連する資産及び負債が財務状態表において総額で計上される場合とは異なる。2014年及び2013年11月30日現在、当シリーズトラストはマスター・ネットリング契約の対象になっていない。

外貨換算

当シリーズトラストの財務諸表に含まれる項目は、当シリーズトラストが運用する主たる経済環境の通貨、すなわち、日本円で測定する。有価証券取引は、当該取引の取引日に財務諸表に計上し、日本円に換算されている。当該有価証券が日本円（機能通貨／表示通貨）以外の通貨建てである場合、当該取引は、当該取引日終了時点の実勢レートにより日本円に換算されている。外貨建貨幣性資産及び負債は、各年度末時点の為替レートで日本円に換算されている。公正価値で表示される外貨建非貨幣性資産及び

負債は、当該公正価値の決定日時点で日本円に換算される。取引活動から生じた換算差額は、当年度の包括利益計算書に計上している。

受取利息の現金残高

受取利息の現金残高は実効金利ベースで計上される。

費用

費用は、発生基準で損益に計上される。

現金及び現金等価物

現金及び現金等価物とは、Brown Brothers Harriman & Co.（サブカストディアン。以下「BBH & Co」という。）に保有する現金である。

シリーズトラストによって発行された受益証券

当シリーズトラストは、発行された金融商品を、当該商品の契約条項の内容に従い金融負債又は持分商品に分類している。

当シリーズトラストは単一のクラスの買戻可能受益証券で構成される。当シリーズトラストによって発行された買戻可能受益証券について、投資家は、買戻日及び当シリーズトラストの解散の場合に当シリーズトラストの純資産に対する当該投資家の持分の割合に応じた価額での買戻を請求する権利を有する。発行された当該買戻可能受益証券は、最も劣後する金融商品であり、IAS第32号に従い資本に分類される。

ストラクチャード・エンティティ

仕組事業体とは、議決権が管理業務のみに関連し当該事業体の活動は契約上の取決めによって方向づけられる場合などのように、その支配企業を決定する際に議決権又は議決権に類似する権利が主要な要素とならないように設計された事業体である。

ストラクチャード・エンティティは以下のような特徴や特性の一部又はその全てを有する場合が多い。すなわち、制限された事業活動、当該ストラクチャード・エンティティの資産に関するリスクと便益を投資者に受け渡すことにより投資者に投資機会を提供することなど狭くかつ明確に定義された目的、従属する財政支援なしでその事業活動に資金供給をするために不十分な資本、及び、信用リスク又はその他のリスクを集散的に創り出す複数の契約に関連付けられた金融商品の形での投資者への発行（トランシェ）及び資金調達である。

当シリーズトラストは、当シリーズトラストが投資するファンドがストラクチャード・エンティティであるかどうかを査定した。当シリーズトラストは、ファンド・マネージャーの解任、ファンドの解散又はファンドに対する持分の払戻し（かかる権利がファンドの解散と同等である場合）を含め、かかるファンドに対する議決権及び他の当事者に付与されたその他の権利を検討し、当該ファンドの支配企業の決定の際にそれらの権利が主要な要素であるかどうかについて判断した。

当シリーズトラストは、実質的な解任権又は解散権（解散に類似した払戻の権利を含む。）が存在しなければ、当該ファンドがストラクチャード・エンティティであると判断した。当シリーズトラストは、株式の保有を通じてファンドの持分を保有しており、組入ファンドは投資者から提供されるエクイティ・キャピタルにより資金を調達している。当シリーズトラストの投資については注記3に詳述されている。

以下の表は、当シリーズトラストに連結されていないが当シリーズトラストが持分を保有しているストラクチャード・エンティティの種類を表している。

ストラクチャード・エンティティの種類	性質及び目的	当シリーズトラストが保有する持分
集団投資スキーム	第三者投資家のための資産管理及び投資運用会社の手数料の創出	ファンドが発行した受益証券に対する投資
	投資家に対する受益証券の発行を通じて資金調達をしている。	

2014年11月30日現在	純資産総額 (単位：円)	「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」に含まれる帳簿価額 (単位：円)
エピック・バリエント・ファンド	8,909,415,440	259,876,885
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド	2,889,175,567	259,492,320
ウィズダム・アドバンスド・ファンド	6,134,914,132	266,819,840

2013年11月30日現在	純資産総額 (単位：円)	「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」に含まれる帳簿価額 (単位：円)
プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド	6,934,075,939	208,823,720
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド	2,427,187,712	221,842,376
ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド	3,320,650,787	204,255,466

2014年及び2013年11月30日に終了した会計年度において、当シリーズトラストは非連結のストラクチャード・エンティティに対し財務上の支援をしておらず、今後財務上又はその他の支援する意向はない。

3. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び負債

	2014年度 円	2013年度 円
損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
集団投資スキーム:		
エピック・バリエント・ファンド	259,876,885	-
プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド	-	208,823,720
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド	259,492,320	221,842,376
ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド	-	204,255,466
ウィズダム・アドバンスド・ファンド	266,819,840	-
	<hr/>	<hr/>
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	786,189,045	634,921,562

プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド及びウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドは、エピック・ジャパン・ファンドのシリーズトラストとして設立された。2014年11月30日現在、エピック・ジャパン・ファンドはこれら2つのシリーズ・トラストのみで構成されるオープン・エンドのアンブレラ型ユニットトラストである。レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド及びウィズダム・アドバンスド・ファンドは、エピック・ジャパン・アルファ・ファンドのシリーズトラストとして設立された。2014年11月30日現在、エピック・ジャパン・アルファ・ファンドは、2つのシリーズ・トラストで構成されるオープン・エンドのアンブレラ型ユニットトラストである。2014年11月30日現在、エピック・バリエーション・ファンドは、オープン・エンドのアンブレラ型ユニットトラストを構成している。

4. 金融商品の公正価値

下記の表は、以下のいずれかに基づき分析された公正価値で認識された金融商品を示している。

レベル1：活発な市場における同一の金融商品の（調整なしの）相場価格

レベル2：直接的（すなわち価格）又は間接的（すなわち価格から算出される金額）に観察可能なインプットに基づく評価手法（このレベルには、活発でない市場における相場価格又は市場データから直接的に又は間接的に全ての重要なインプットが観察可能なその他の評価手法を用いて評価される金融商品が含まれる。）

レベル3：観察不可能な重要なインプットを用いた評価手法（このレベルには、観察可能なデータに基づかないインプット及び当該金融商品の評価に重要な影響のある観察不可能なインプットを含む評価手法による全ての金融商品が含まれる。このレベルには、金融商品の差異を反映するために重要な観察不可能な調整又は仮定が要求される類似の金融商品の相場価格に基づき評価される金融商品が含まれる。）

2014年度	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	円	円	円	円
損益を通じて公正価値で 測定される金融資産 集団投資スキーム	-	786,189,045	-	786,189,045
	-	786,189,045	-	786,189,045
2013年度	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	円	円	円	円
損益を通じて公正価値で 測定される金融資産 集団投資スキーム	-	634,921,562	-	634,921,562
	-	634,921,562	-	634,921,562

当該年度中、レベル間の移動はなかった。（2013年：なし。）

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産は短期金融資産及び金融負債であり、その簿価は公正価値に近似している。

下記の表は、損益を通じて公正価値で測定されない金融資産の公正価値を示しており、公正価値の測定方法により分類された公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分析したものである。

2014年度	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	円	円	円	円
資産				
現金及び現金等価物	12,928,199	-	-	12,928,199
未収金	-	370,256	-	370,256
	12,928,199	370,256	-	13,298,455
負債				
未払金	-	5,354,431	-	5,354,431
	-	5,354,431	-	5,354,431
2013年度	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	円	円	円	円
資産				
現金及び現金等価物	3,871,133	-	-	3,871,133
未収金	-	176,814	-	176,814
	3,871,133	176,814	-	4,047,947
負債				
未払金	-	5,330,386	-	5,330,386
	-	5,330,386	-	5,330,386

5. 金融リスク管理

当シリーズトラストの金融商品から生じる主要なリスクは、次のとおりである。

市場リスク

市場価格リスクは、保有する金融商品の将来の価格の不確実性から生じる。このリスクは、価格変動の影響を受ける市場ポジションをとることにより当シリーズトラストが被るかもしれない損失の可能性を示している。

当シリーズトラストの投資目的は、リスクを最小限に抑えながら長期的に絶対収益を上げることにある。投資運用会社は、当シリーズトラストの資産を自らが運用するその他の集団投資スキームへ投資することを通じ、かかる目的を達成することを目指している。投資運用会社は、当シリーズトラストが投資する集団投資スキーム及び各集団投資スキームに対する割当比率を決定する。当シリーズトラストは現金又は預金を保有することもでき、買戻請求に対する一時的な資金調達を目的とする場合などに、投資運用会社が自らの裁量で決定する国債、譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーなどの短期市場商品に投資することもできる。

投資運用会社は、自らの戦略を実行するため、当初、(a)エピック・ジャパン・ファンドのシリーズトラストであるプラウイス・オブ・ジャパン・ファンド（少数者私募（適格機関投資家限定分付））（以下「プラウイス」という。）、(b)エピック・ジャパン・ファンドのシリーズトラストであるウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド（少数者私募（適格機関投資家限定分付））（以下「ウィズダム」という。）及び(c)エピック・ジャパン・アルファ・ファンドのシリーズトラストであるレゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド（少数者私募（適格機関投資家限定分付））（以下「レゾリューション」という。）の3つの集団投資スキームに投資した。当年度中、当シリーズトラストはプラウイス・オブ・ジャパン・ファンド及びウィズダム・オブ・ジャパン・ファンドの持分を全額払い戻し、手取金を

エピック・バリエーション・ファンド及びウィズダム・アドバンスド・ファンドへ投資した。これらの集団投資スキームは、いずれも投資運用会社によって運用されている。

これらの集団投資スキームはの投資目的は、各々、持分証券においてロングショート・ポジションを取るにより最小限のリスクで絶対収益を達成することであるが、各集団投資スキームはそれぞれ異なる投資戦略を追求することができる。投資運用会社は、単一の投資対象ではなく複数の集団投資スキームに投資することにより、広範な投資戦略を追求することによって受益者に対するリスクを抑えることを目指してきた。当シリーズトラストの追補目論見書の「Particular Risk Factors」の項に当シリーズトラストへの投資に伴うリスクの詳細が記載されている。

投資制限

投資運用会社は、当シリーズトラストの勘定で以下の行為を行わない。

- (a) 投資運用会社が運用していない組入ファンドへの投資、
- (b) 単一の組入ファンドへの投資、又は
- (c) 当シリーズトラストの純資産価額の50%を超えて1つの組入ファンドに対し投資すること。

投資運用会社は、当シリーズトラストの受益者の利益を考慮しつつ、違反が発見されたのち可及的速やかにファンドに適用される制限に従うため合理的に実行可能な方策を講じる。

投資運用会社は、以下の通り日本証券業協会の「外国証券の取引に関する規則」第16条を固守しなければならない。

- (a) 投資運用会社は、有価証券の空売り契約を締結してはならない。
- (b) 投資運用会社は、当シリーズトラストの勘定で借入れを行うことができる。ただし、当該借入れはかかる借入れ時点の純資産価額の10%を超えないものとする。
- (c) 投資運用会社は、当シリーズトラストに代わりいかなる種類の持分証券又は株式投資証券にも投資してはならない。
- (d) 当シリーズトラストの資産を流動性のない有価証券に投資する場合には、かかる投資証券の価格の透明性を確保するために所定の手続が実行される。
- (e) 投資運用会社は、投資運用会社又は第三者の利益をはかる目的で行われ、受益者の利益を損なう取引等、受益者の利益保護に欠ける若しくは当シリーズトラストの資産の適正な運用を害すると知っている取引を行わない。

当シリーズトラストの運用実績は、伝統的なロングポジションのみの投資方針に比べ、市場全体の動き又は主要な株価指数との相関関係は相対的に低い。市場リスクは、バリュー・アット・リスク (VaR) によって測定できる。

	2014年度	2013年度
1日VaR (信頼水準95%)	-0.54%	-0.40%

VaRは、統計的手法により測定した数値で、通常の市況において、ある一定の期間保有すると仮定し、ある一定の信頼水準で、ポートフォリオがどの程度損失を被るかを示したものである。例えば、信頼水準95%で1日VaRが1%の場合、平均して100取引日のうち95日については、ポートフォリオの1日の損失が1%を超えないことを示している。この1日VaRの数値の基礎となる基本的仮定として、ポートフォリオ全体を1日間保有するものとしている。

分析の限界の開示

- VaR分析は、過去のデータに基づいたものであり、将来の市場価格の変動、市場間の相関、市場ストレス下の市場の流動性水準が過去のパターンと何ら関連がないかもしれないという事実を考慮できていない。
- 市場価格リスク情報は、正確な数値ではなく、リスクの相対的な推定である。

- ・ 市場価格リスク情報は、仮説に基づく結果を示したものであり、予測を意図したものではない。
- ・ 将来の市況は、過去に経験したものと著しく異なる可能性がある。
- ・ 投資運用会社が用いるVaR手法は利益の正常な分配を想定したものであり、したがって極端な市場の変動を過小評価する可能性があり、低いVaR数値が算出される場合がある。

流動性リスク

流動性リスクとは、価格変動が著しく金融市場が逼迫した時に、当シリーズトラストが合理的な価格で投資ポジションの規模を迅速に調整することができない可能性をいう。

当トラストの主要な債務は、投資家が売却を希望した場合の受益証券の買戻しである。受益者は、記入済みの買戻し請求書を関連する買戻し日がある月の前月の第5営業日又は特定の場合に受託会社が投資運用会社と協議の上決定するその他の時まで送付しなければならない。

受益証券に流通市場が存在する見込みはない。したがって、受益者は日常的な買戻しによってのみ受益証券を処分することが可能となる。関連する販売会社が取引日に受益証券の買戻しを実行できるか否かは、受益証券の買戻しを実行する受託会社の能力又は裁量に依存する。投資運用会社（又は正当な権限を有するその代理人）が、受益証券の買戻しを実行する目的で当シリーズトラストのポートフォリオにおける持分を現金化することができない場合、受託会社はその単独の裁量により又は投資運用会社と協議のうえ純資産価額の決定及び受益証券の買戻しを停止することができる。

当シリーズトラストは、集団投資スキームに投資することができるが、その結果流通市場が存在しない有価証券及びデリバティブに投資する場合がある。投資運用会社は、かかる流動性の欠如それ自体は問題とみなしておらず、実際、投資運用会社は長期的かつ非流動的な投資によって多様な利益及び流通市場では得られないリターンの機会を得られると確信しているため、これらの低流動性の有価証券に厳密な割当を行っている。

集団投資スキームから換金できないことの副次的な影響は、当シリーズトラストの資産に関し、投資運用会社が要求するほどダイナミックに再割り当てを行うことができない点である。かかる制限は、集団投資スキームが期待される流動性に関し制約を課していない場合でも存在する。通常の市場及び営業状況においても、当該集団投資スキームがまれにかつ十分な事前の通知を行った上でのみ買戻しが許される場合は、当シリーズトラストの集団投資スキーム間での資産の再割り当てに対する柔軟性は制限される。

注記3において開示されたように、当シリーズトラストの集団投資スキームは、エピック・バリエーション・ファンド、レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド及びウィズダム・アドバンスド・ファンドで構成されている。

エピック・バリエーション・ファンド、レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド及びウィズダム・アドバンスド・ファンドの受益証券は、受益者の裁量により買戻しのため各買戻し日に提出することができる。買戻し日とは、各暦月の第1営業日及び／又は投資運用会社が書面により受益証券が買戻せるとして指定するその他の日又は複数の日をいう。

下表は、2014年11月30日現在の当シリーズトラストの金融負債を契約の満期により分析したものである。

	1ヵ月未満	1ヵ月以上 3ヵ月以内	合計
	円	円	円
2014年			
未払金	1,404,106	3,950,325	5,354,431
金融負債合計	1,404,106	3,950,325	5,354,431

下表は、2013年11月30日現在の当シリーズトラストの金融負債を契約の満期により分析したものである。

	1ヵ月未満	1ヵ月以上 3ヵ月以内	合計
	円	円	円
2013年			
未払金	1,448,448	3,881,938	5,330,386
金融負債合計	1,448,448	3,881,938	5,330,386

信用リスク

取引相手方が認識された各金融資産に関連して、その義務を履行しない場合に当シリーズトラストが被る信用リスクの最高金額は、財務状態計算書に記載されている当該資産の簿価である。当シリーズトラストは、当シリーズトラストが取引する相手方の信用リスクにさらされており、また決済が不履行となるリスクも負っている。実質上全ての現金はサブ・カストディアンにおいて保有される。投資運用会社の見解としては、保管銀行及びサブ・カストディアンは信頼できる相手方であり、当シリーズトラストの金融商品について重大な信用損失を被るとは考えていない。2014年11月30日現在、現金はフィッチによるA+格付け（2013年：A+（フィッチによる格付け））を取得しているサブ・カストディアンによって全額保有されている。

2014年及び2013年11月30日現在、集団投資スキームの資産は、保管銀行によって全額保有されている。

当シリーズトラストは、いくつかの点でクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド（集団投資スキームの「プライムブローカー」）の信用リスクにさらされている。(a) 担保を構成し、プライムブローカーの自己投資から分別管理できない投資があること、(b) プライムブローカーの名義で登録され、プライムブローカーの自己投資から分別管理されていない投資があること、(c) 投資は、プライムブローカー又はその関連会社のために、プライムブローカー又はその関連会社が貸借又はその他の方法で使用することができ、そのため、その投資がプライムブローカー又はその関連会社の資産となること。ただし、当シリーズトラストは、同等の資産の返還を求める権利を有する。(d) プライムブローカーは、当シリーズトラストに代わり、現金を保有しているが、この現金は日本の金融庁のクライアントマネー規則に基づく顧客資金の保護の対象とはならない。したがって、プライムブローカーが支払不能に陥った場合、プライムブローカーが保有する当シリーズトラストの現金及び投資の全額を当シリーズトラストが回収できないリスクがある。クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドをプライムブローカー会社として100%所有しているクレディ・スイス・グループの現在の格付けは、ムーディーズはA1（2013年：A2）、スタンダード・アンド・プアーズはA（2013年：A）、フィッチはA（2013年：A）である。

通貨リスク

当シリーズトラストのほとんどすべての金融資産負債は、円建てであり、財務状態計算書の金額及びトータルリターンは為替レートの変動によって著しい影響を受けることはない。

金利リスク

現金残高には変動金利が適用される。

現金及び現金等価物を除く当シリーズトラストの金融資産と負債は無利息である。このため、当シリーズトラストは、市場金利の実勢水準の変動による重要な市場リスクの影響を受けない。財務状態計算書日現在の現金及び現金等価物の残高に基づき、金利が1%上昇した場合には、利益が129,282円増加し（2013年：38,711円）、金利が1%低下した場合には、利益は同額減少しただろう。

下表は、2014年及び2013年11月30日現在、当シリーズトラストが負っている金利リスクを要約したものである。

2014年	1ヵ月未満 円	無利息 円	合計 円
資産			
現金及び現金等価物	12,928,199	—	12,928,199
損益を通じて公正価値で測定 される売買目的の金融資産	—	786,189,045	786,189,045
未収金	—	370,256	370,256
資産合計	12,928,199	786,559,301	799,487,500
負債			
未払金	—	5,354,431	5,354,431
負債合計	—	5,354,431	5,354,431
2013年	1ヵ月未満 円	無利息 円	合計 円
資産			
現金及び現金等価物	3,871,133	—	3,871,133
損益を通じて公正価値で測定 される売買目的の金融資産	—	634,921,562	634,921,562
未収金	—	176,814	176,814
資産合計	3,871,133	635,098,376	638,969,509
負債			
未払金	—	5,330,386	5,330,386
負債合計	—	5,330,386	5,330,386

6. 現金及び現金等価物

現金及び現金等価物は、BBH & Co. (サブ・カストディアン) に保有されている現金からなる。

7. 未収金

	2014年度 円	2013年度 円
前払費用	370,160	176,769
未収利息	96	45
	<u>370,256</u>	<u>176,814</u>

8. 未払金

	2014年度 円	2013年度 円
未払費用 (注記10)	5,354,431	5,330,386
	<u>5,354,431</u>	<u>5,330,386</u>

9. 持分受益証券

当シリーズトラストには、日本円の1種類の受益証券クラスがある。

	2014年度	2013年度
日本円		
期首発行済受益証券口数	61,398.65825	68,387.9206
		3
発行済受益証券口数	(62,733.92824)	-
買戻受益証券口数	(50,198.65825)	(6,989.2623
		8)
	<hr/>	<hr/>
期末発行済受益証券口数	73,933.92824	61,398.65825

受益証券は、当初申込期間中に受益証券1口当たり10,000円の販売価格で申込み可能であり、その後は後述の各取引日に申込み可能である。

当初申込期間の終了後における受益証券1口当たり販売価格は、当該取引日の直前の評価日の評価時点における純資産価額を当該評価日現在の当該クラスの発行済受益証券数で除し、1円未満を四捨五入して算出される。かかる四捨五入による利益は当シリーズトラストが留保する。

受益証券に関し、当初申込における引受人1名当たりの最低投資金額は、投資者1名につき100万円であり、追加申込における最低金額は受益者1名につき100万円の整数倍とする。

受益証券は、各買戻日に受益者の選択により買戻のために提出することができる。

保有する受益証券の買戻しを希望する受益者は記入済みの買戻請求書に管理事務代行会社が要求する情報及び書類を添えて、関連する買戻日がある月の前月の第7営業日の午前10時（ダブリン時間）までに管理事務代行会社が受領できるよう、又は特定の場合受託会社が投資運用会社と協議の上決定するその他の時間までに受領できるよう送付しなければならない。

受益者による各買戻日における最低買戻金額は100万円とし、その後は全額買戻しの場合を除き100万円の整数倍又は投資運用会社が随時定める金額とする。ただし、買戻請求により100万円未満の価値の受益証券を保有することとなる受益者（実質所有者を含む。）から買戻請求書が提出される場合、当該買戻請求はかかる受益者が保有する受益証券全額の買戻しの場合のみ投資運用会社の決定により認められる。

受益証券1口当たり買戻価格を計算するため、受託会社は、受益証券1口当たり純資産価額から、買戻請求に応じるための資金調達のため資産を現金化又はポジションを決済することにより、当シリーズトラストの勘定に発生した財務及び販売手数料を反映した適切な引当金を差引くことがある。

受益証券の買戻しに関し、解約制限又は引出制限を行うことができる。

当シリーズトラストは、外的に課せられる規制上の資本要件の対象になっていない。

10. 報酬及び費用

管理会社の報酬

管理会社は、当シリーズトラストの管理会社としての任命に関し3,000米ドルの日本円相当額を1回受領する権利を有する。

管理会社は、年間15,000米ドルの日本円相当額の報酬を当シリーズトラストの資産から年1回、前払いで受領する権利を有し、また、当シリーズトラストの終了時には投資運用会社と書面で合意した金額を受領する。管理会社はまた、当シリーズトラストへの主たる事務所の提供に関し、年間7,000米ドルの日本円相当額を当シリーズトラストの資産から年1回、前払いで受領する権利を有する。

投資運用会社の報酬

投資運用会社は、投資運用契約に基づき提供するサービスに関し、報酬を受領せず、組入ファンドの段階で間接的に報酬を受ける。

注記12で開示したとおり、当シリーズトラストの投資運用会社は3つの集団投資スキーム全ての管理会社である。エピック・バリエント・ファンドについて、投資運用会社は各シリーズトラストから純資産価額（成功報酬及び分配金の発生前）に対し年間3%の料率で報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に発生及び計算され、毎月後払いされる。レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド及びウィズダム・アドバンスド・ファンドについては、投資運用会社は、それぞれ年間2.0%の料率で同様に計算された報酬を受領する。

投資運用会社はまた、3つの集団投資スキームそれぞれについて各暦四半期に四半期成功報酬を受領する。当該成功報酬は、エピック・バリエント・ファンドの日本円-Mユニット及び日本円-Sユニット、レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンドの日本円-Mユニット及び日本円-Sユニット並びにウィズダム・アドバンスド・ファンドの日本円-Mユニットについて計算される。さらに、これらの集団投資スキームそれぞれについて、調整済四半期末純資産価額がハイウォーターマークを上回った場合にその超過額の20%に相当する金額が成功報酬となる。

受託会社の報酬

受託会社は、当シリーズトラストの資産から、年1,200,000円の報酬を、毎月、後払いで受領する権利を有し、また、当シリーズトラストの終了時に投資運用会社と書面で合意した金額を受領する。

管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、当シリーズトラストの資産から支払われる以下の報酬を受託会社から受領する権利を有する。

- ・ 残高150億円までは、月末の純資産価額（成功報酬又は何らかの収入及びキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.08%。
- ・ それ以上の残高については、月末の純資産価額（成功報酬又は何らかの収入及びキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.06%。ただし、最低報酬額は年額432万円とする。

管理事務代行会社は、当シリーズトラストの管理事務代行会社としての任命に関し、40万円の報酬を1回受領する権利を有する。

これらの報酬は各評価日現在で計算され、毎月後払いで支払われ、付加価値税が課税される（もしあれば）。

また、受託会社は、当シリーズトラストの資産から、事務管理会社の合理的かつ適切に証明された支出、費用、（ファンドの書類の現行化／レビューに係る手数料を含む）手数料、（付加価値税を含めた）訴訟費用を含む当座払い費用、当シリーズトラストに対する事務管理業務を事務管理会社又はその代理人が提供するにあたり発生する費用（事務管理業務の提供に係るこの費用については、事務管理会社が支払いを行う前に受託会社の承認を受ける）を支払う。

保管銀行の報酬

保管銀行は、当シリーズトラストの資産から支払われる以下の報酬を受託会社から受領する権利を有する。

- ・ 残高150億円までは、月末の純資産価額（成功報酬又は何らかの収入及びキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.02%。
- ・ それ以上の残高については、月末の純資産価額（成功報酬又は何らかの収入及びキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.01%。ただし、最低報酬額は月額4万円とする。
- ・ 申込及び買戻の1回の指図につき、1万2千円の取引報酬。

また、保管銀行の立替金又は雑費（付加価値税が課される場合、それを含む。）、銀行口座維持手数料、銀行業務手数料、通常の代理手数料及び保険費用（適用ある場合）並びにサブ・カストディアンへの報酬（通常の商取引上の条件によるものとし、取引報酬を含む。）並びに保管銀行の全ての（制限されない）弁護士費用を含むがそれらに限定されない費用を支払う権利を有する。

販売会社の報酬

販売会社は、当シリーズトラストの資産から、純資産価額（成功報酬又は何らかの収入及びキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）の年1.25%の販売報酬を受領する権利を有する。各評価日に発生及び計算され、毎月後払いで支払われる。

代行協会の報酬

販売会社は、日本証券業協会の代行協会会員である。代行協会会員は、当シリーズトラストの資産から、純資産価額（成功報酬又は何らかの収入及びキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）の年0.5%の報酬を受領する権利を有する。各評価日に発生及び計算され、毎月後払いで支払われる。

設立費用

当シリーズトラストの設立に関連した費用及び手数料（疑義を避けるため付言すると、目論見書、追補目論見書、基本信託証書及び追補信託証書並びにその他当シリーズトラストに関する全ての契約書に関連する登録費用及び政府手数料並びに専門家の手数料を含む。）（以下「設立費用」という。）の金額は約970万円となる見込みである。取引目的の純資産価額の決定のため、かかる設立費用は、投資運用会社が受託会社又はその正式な代理人と協議の上その他の方法を適用することを決定しない限り、当初募集期間の終了時から当シリーズトラストの第5会計年度が終了するまでの期間で償却される。財務諸表において、かかる金額は2012年に発生し、全額費用に計上された。

未払報酬

11月30日現在の未払報酬は、次のとおりである。

	2014年度 円	2013年度 円
販売会社報酬	1,164,964	932,848
管理事務代行会社報酬	360,000	594,748
保管銀行報酬	91,200	55,600
受託会社報酬	100,000	100,000
設立費用	852,906	852,906
監査報酬	2,480,492	2,344,708
その他未払費用	304,869	449,576
	5,354,431	5,330,386

11. 正味実現及び未実現利益／（損失）

	2014年度 円	2013年度 円
売買目的保有の金融商品		
投資に係る正味実現利益	5,004,936	2,177,908
通貨に係る正味実現利益／（損失）	4,811	(5,441)
投資に係る正味未実現（損失）／利益の変動額	<u>(3,393,434)</u>	<u>123,761,006</u>
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の純利益／ （損失）	<u>51,616,313</u>	<u>125,933,473</u>

12. 関連当事者取引

当事者は、財政上又は運営上の意思決定を行うにあたり、一方の当事者が他方の当事者を支配又は他方の当事者に重大な影響を与える場合、関連当事者とみなされる。受託会社、投資運用会社、管理会社及び関連会社は、当シリーズトラストの関連当事者とみなされる。通常の営業過程における取引を除き、関連当事者との取引は行われていない。当年度に関連当事者に支払った報酬は、包括利益計算書において開示されている。関連当事者への当年度の未払報酬額は、注記10に開示されている。当シリーズトラストの投資運用会社は、注記3で開示されている通り、3つの集団投資スキームすべての管理会社である。

13. 取引純資産価額の財務諸表純資産価額への調整

当シリーズトラストの設立及び編成費用に関連するすべての報酬及び費用は、当シリーズトラストが負担する。IFRSに従い、970万円と見積もられた設立費用の全額が、発生した期間の包括利益計算書に計上された。取引目的に使用される受益証券1口当たり報告純資産価額の計算のため、当シリーズトラストの設立に関するこれらの設立費用は最初の5会計年度にわたり償却されるか又は管理会社が決定する他の期間に管理会社がその絶対的な裁量により目論見書に従い公正であるとみなす方法で償却される。

	2014年度	2013年度
財務諸表上の純資産価額	794,133,069円	633,639,123円
設立費用調整	3,977,942円	5,915,727円
取引純資産価額	798,111,011円	639,554,850円
受益証券口数	73,933.92824	61,398.65825
受益証券1口当たり純資産価額	10,741円	10,320円
受益証券1口当たり取引純資産価額	10,795円	10,416円

14. 配分方針

受託会社は、受益証券に関する当シリーズトラストの収益及び実現されたキャピタルゲインの分配を行わないものとする。受託会社は、投資運用会社の助言に基づき、分配を行うことができる新たなクラスの受益証券を創設することができる。

15. 後発事象

2015年3月12日までの当シリーズトラストに対する受益者による申込金額は総額20,000,000円であり、払戻金額は総額97,744,974円であった。

本財務諸表において開示する必要があるその他の後発事象はなかった。

16. 財務諸表の承認

受託会社は、2015年2月12日に本財務諸表を承認した。

(3) 投資有価証券明細表等

投資有価証券明細表（未監査）

2014年11月30日現在

	名目保有 口数	公正価額	純資産 価額に対 する比率
集団投資スキーム	(口)	(円)	(%)
ケイマン諸島			
エピック・バリエント・ファンド・日本円Fユニット	25,391	259,876,885	32.72
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド・日本円Fユニット	17,439	259,492,320	32.67
ウィズダム・アドバンスド・ファンド・日本円Fユニット	24,832	266,819,840	33.61
		786,189,045	99.00
損益を通じて公正価値で測定した金融資産合計		786,189,045	99.00

2013年11月30日現在

	名目保有 口数	公正価額	純資産 価額に対 する比率
集団投資スキーム	(口)	(円)	(%)
ケイマン諸島			
プラウイス・オブ・ジャパン・ファンド・日本円ユニット	11,179	208,823,720	32.96
レゾリューション・オブ・ジャパン・ファンド・日本円Fユニット	17,299	221,842,376	35.01
ウィズダム・オブ・ジャパン・ファンド・日本円Fユニット	16,678	204,255,466	32.24
		634,921,562	100.21
損益を通じて公正価値で測定した金融資産合計		634,921,562	100.21